

秋田県公安委員会告示第108号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和5年10月17日

秋田県公安委員会委員長 遠藤 優子

通知 番号	申請者・製造業者	種 類	型 式 名	検定番号
164	株式会社ジェイビー 代表取締役 富山 一郎 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	e シン・エヴァンゲリ オンK	第3P1104号
165	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地	ぱちんこ	P 真・一騎当千F Hー S H	第310054号
166	株式会社三共 代表取締役 石原 明彦 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	P フィーバー革命機ヴ アルヴレイヴ3 R	第310443号
167	株式会社三共 代表取締役 石原 明彦 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	ぱちんこ	P A フィーバーダンベ ル何キロ持てる? Y	第3P0185号